

HITACHI

海外赴任・実習予定の皆さまへ

海外赴任・実習時の個人保険手続きのご案内

株式会社 日立保険サービス

2025年4月

はじめに

日立グループの皆さまにご加入いただいている主な保険は、現在の契約内容を海外でも継続可能(有効)なものと海外赴任にあたり解約手続きなどが必要なものがございます。

本資料では、海外赴任前(国内勤務中)、海外勤務中、帰国後の保険に関する手続きについて概要をご案内しております。ご一読のうえ、必要に応じた手続きをしていただきますようお願い申し上げます。

ご質問などがございましたらお気軽にお問い合わせください。(お問い合わせ先はP.13に掲載)



株式会社 日立保険サービス

Contents

<u>I. 日立グループの皆さまに国内でご加入いただいている主な保険</u>	P.3
II. 出発前に手続きが必要な主な保険	
<u>II - 1 自動車保険</u>	P.4
<u>II - 2 火災保険</u>	P.5
<u>II - 3 がん保険・医療保険</u>	P.7
<u>II - 4 ゴルファー保険</u>	P.7
<u>II - 5 その他ご留意事項</u>	P.8
III. 赴任先で必要な保険	
<u>III - 1 出発前に手続き可能な保険</u>	P.9
<u>III - 2 赴任先にて手続きが必要な主な保険</u>	P.10
IV. 帰国前後の手続き	
<u>IV - 1 帰国前の手続き</u>	P.11
<u>IV - 2 帰国後の手続き</u>	P.11
<u>V. 赴任先で事故が発生した場合</u>	P.12
<u>VI. 日立保険サービスお問い合わせ先</u>	P.13

1. 日立グループの皆さまに国内でご加入いただいている主な保険

赴任先での保険金・ 給付金請求	保険の種類	赴任に際しての手続き	
不可	自動車保険	要	➤ P.4^ ➤ P.5^
	火災保険	要	
可	がん保険	要	➤ P.7^
	医療保険	要	
	ゴルファー保険	不要	
	NEW(希)保険	不要	
	団体医療保険制度	不要	

■ 弊社以外でご加入の保険について

弊社以外でご加入されている保険は、各保険の取扱代理店もしくは保険会社にご確認ください。

II. 出発前に手続きが必要な主な保険

II - 1 自動車保険

お車を廃車・譲渡・売却される場合

解約手続きが必要なため、弊社までご連絡ください。
 なお、ご契約の無事故割引等級が7等級以上の場合、
 帰国後にその等級を適用することが可能な「**中断証明書**」の
 申請手続きをご案内いたします。
 ※「**中断証明書**」による中断期間は10年が限度、
 かつ有効期間は帰国後1年以内です。

ご家族が引き続きご使用になる場合

- ・使用目的の変更
- ・賠償被保険者の変更

など、**各種手続き**が必要な場合がありますので弊社までご連絡ください。



※赴任地で自動車保険を手配される場合、**英文無事故証明書(No Claim Certificate)**を提出することにより
 手配が容易となる場合がありますので、ご希望の方は海外への赴任前(国内勤務中)に証明書の発行手続きを弊社にご依頼ください。
 (発行に時間を要する場合がありますためご注意ください。)

II. 出発前に手続きが必要な主な保険

II - 2 火災保険

所有建物について

売却・賃貸に出される場合

解約や契約内容変更の手続きが必要なため、弊社までご連絡ください。

引続き所有する場合

住所変更等の手続きが必要となる場合があります。空き家になる場合など状況に応じて弊社までご連絡ください。

家財について

ご家族が国内に居住される場合

家財の移転あり

手続きが必要です。移転先を弊社までご連絡ください。

家財の移転なし

手続きは不要です。
(保険契約継続可能)

ご家族を海外に同伴する場合

状況により手続きが必要となる場合があります。次ページ記載の事例をご参照ください。



II. 出発前に手続きが必要な主な保険

II - 2 火災保険

家財について			
家財を日本に残さない場合	家財を日本に残す場合		
	現在の居住建物に残す	トランクルームで保管	実家、親戚、 その他外部に保管委託
<p>解約手続きが必要なため、弊社までご連絡ください。</p> 	<p>住所変更等の手続きが必要となる場合があります。空き家となる場合など、状況に応じて弊社までご連絡ください。</p>	<p>通常はトランクルームの保管業者が保険の手配をするため、保管委託契約内容をご確認のうえ、解約手続きを弊社までご連絡ください。</p>	<p>手続きが必要です。移転先を弊社までご連絡ください。</p>

II. 出発前に手続きが必要な主な保険

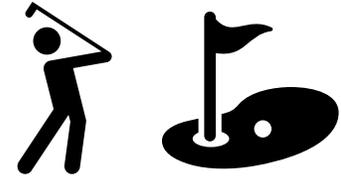
II - 3 がん保険・医療保険

日本におけるご連絡先【住所、〇〇さま方※、電話番号】を弊社までご連絡ください。
 ※保険商品により「〇〇さま方」等の登録ができない場合がございます。



II - 4 ゴルファー保険

賠償責任・傷害・用品補償は海外でも適用されますので、継続加入をお勧めいたします。
 (解約をご希望の場合は弊社までご連絡ください。)
 ただし、ホールインワン・アルバトロス費用は海外では適用されませんのでご注意ください。
 (一時帰国時など、日本でプレーされる場合は適用されます。)



海外適用可

- 賠償責任：ゴルフ場敷地内で、ゴルフの練習中やプレー中に発生した偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより負担する法律上の賠償責任についての補償
- 傷害：ゴルフ場敷地内で、急激かつ偶然な外来の事故による被保険者ご自身のケガの補償

海外適用不可

- ホールインワン・アルバトロス費用：ホールインワンやアルバトロスを達成した場合に慣習として負担する費用(贈呈用記念品代など)の補償

II. 出発前に手続きが必要な主な保険

II - 5 その他ご留意事項

海外に転勤される方の年末調整

法令により、2013年3月以降海外に転勤される方は、転勤するまでに年末調整を行うことが義務付けられました。弊社にてご加入されている保険に関する年末調整資料のお問い合わせ、保険料控除証明書の発行依頼については弊社までご連絡ください。(お問い合わせ先 P.13参照)

損害保険(積立型保険)・生命保険にご加入されるお客さまの「米国への納税義務等」に関するご確認のお願い

米国の税法「F A T C A (外国口座税務コンプライアンス法)」などに対応するため、損害保険においては積立型保険、生命保険においては各社所定の商品にご加入される際などに、お客さまに米国への納税義務などに関する確認手続きをさせていただきます。

税法上の居住地国の確認に関するお願い

2017年1月1日より、法改正に伴い一部の保険商品で税法上の居住地国の確認が必要となる場合がございます。
 ※居住地国：その国に住所があることや一定期間居住していること、または国籍を有していることなどによりその国の税法上の「居住者」とされ、所得税または法人税を課される国をいいます。

上記に関してご不明な点などがある場合は、弊社にお問い合わせください。(お問い合わせ先 P.13参照)

Ⅲ. 赴任先で必要な保険

Ⅲ - 1 出発前に手続き可能な保険

ご勤務先が「日立グループ海外赴任者・実習者用保険」を採用している場合、本来、海外の赴任先で加入すべき保険の一部を海外へのお出発前に日本でお手続きすることが可能です。ご勤務先の保険採用有無についてはご勤務先の総務窓口へお問い合わせいただくか弊社までお問い合わせください。(お問い合わせ先 P.13参照)

日立グループ海外赴任者・実習者用保険

- (1) 傷害死亡・傷害後遺障害保険(基本契約)(最低補償額300万円の加入必要)
- (2) 疾病死亡保険
- (3) 救援者費用保険
- (4) 生活用動産損害補償保険
- (5) 家族総合賠償責任補償保険(自動車超過賠償責任特約条項)

※海外赴任オリエンテーションにご参加された方は説明会時に配布した以下資料をご参照願います。

- ・ポケットガイド
(海外旅行総合保険ご契約のしおり・約款集、特約集)
- ・海外赴任者・実習者用保険のご案内

■留意事項

- ・海外赴任後の保険加入、契約条件・保障(補償)金額の変更はできませんので、必ず赴任前にお手続きをお願いいたします。
- ・赴任先で自動車を運転される場合、自動車保険のご加入は現地(赴任先)でのお手続きが必要です。(次ページ Ⅲ - 2 参照)
- ・ご勤務先が日立グループ海外赴任者・実習者用保険を未採用の場合、赴任先で保険加入のお手続きをする必要があります。

III. 赴任先で必要な保険

III - 2 赴任先にて手続きが必要な主な保険

保険の種類	該当する英文契約名	補償内容
自動車保険 	Auto Insurance	日本とほぼ同様の車両保険と対人・対物賠償責任保険です。 赴任時に入手した英文無事故証明書(No Claim Certificate)(P.4参照) および日本の運転免許証(写)を保険会社に提出することにより、 現地(赴任先)での自動車保険加入のお手続きが容易になる場合があります。

■米国における各種保険のお申込みについて

弊社推奨ブローカーの「Marsh JCS Inc.」または「Nakazawa Insurance Services」は日本語対応が可能です。
 ご利用される場合は、P.13に記載の「ご連絡先・お問い合わせフォーム」からご連絡ください。

※米国以外については、各地の保険会社もしくは保険ブローカー・保険代理店にご連絡ください。

IV. 帰国前後の手続き

IV - 1 帰国前の手続き

赴任先で保険に加入した場合は(自動車保険など)、**解約手続き**が必要です。
P.13に記載の「ご連絡先・お問い合わせフォーム」からご連絡いただき、必要なご対応をお願いいたします。

IV - 2 帰国後の手続き

がん保険・医療保険

帰国に伴い日本におけるご連絡先が変更になった場合は、弊社までご連絡ください。



自動車保険

新たに自動車をご購入される場合は弊社までご連絡ください。
また、自動車保険の加入に際して、赴任前に「中断証明書」を申請した場合は併せてご提出ください。

※「中断証明書」による中断期間は10年が限度、かつ有効期間は帰国後1年以内です。



火災保険

赴任前に保険を解約もしくは家財の移転手続きをされている場合は、弊社までご連絡ください。



V. 赴任先で事故が発生した場合

以下の連絡先までご連絡ください。なお、お手続きの詳細については各保険のパンフレットをご参照ください。

	保険の種類	連絡先
日本でご契約・ ご利用いただく主な保険	がん保険・医療保険 NEW(希)保険・団体医療保険制度 ゴルフ保険 自動車保険・火災保険	弊社WEBサイト「海外赴任・実習時の個人保険のお手続き」よりご連絡ください。 ■「海外赴任・実習時のお問い合わせ」フォーム https://www8.hitachi.co.jp/inquiry/hoken/gr-funin/form.jsp
海外でご契約・ ご利用いただく保険	海外赴任者・実習者用保険	■株式会社 日立保険サービス リテール制度企画部 〒110-0015 東京都台東区東上野2-16-1 上野イーストタワー E-mail : his02a@hitachi-hoken.co.jp
		〔米国〕 < Marsh JCS Inc. >
	Auto Insurance (自動車保険)	【NY支店】AL, AR, CT, DC, DE, FL, GA, IA, IN, IL, KS, KY, LA, MA, MD, ME, MI, MN, MO, MS, NC, NE, NJ, NH, NY, OH, OK, PA, RI, SC, TN, TX, VA, WI, WV, AZ, CA, CO, ID, MT, NM, NV, OR, UT, WA, WY TEL: +1-866-926-7667 E-mail: personallines@marsh.com
		〔米国〕 < Nakazawa Insurance Services >
	Home Owner's Insurance (火災保険)	【西海岸】AZ, CA, NV, OR, WA 担当: Keiko McDermott(内線131) 担当: Chisato Tanaka(内線132) E-mail: kmcdermott@nisv.net E-mail: ctanaka@nisv.net TEL: +1-949-752-7700 FAX: +1-888-219-4722 TEL: +1-949-752-7700 FAX: +1-888-219-4722
	Umbrella Insurance (超過損害賠償責任保険)	【上記以外】 Toll Free : +1-800-435-5920 E-mail : info@nisv.net
		  米国以外については各地の保険会社もしくは保険ブローカー、保険代理店にご連絡ください。

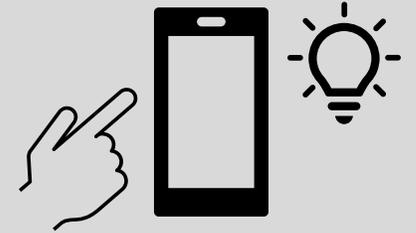
VI. 日立保険サービスお問い合わせ先

弊社WEBサイトよりお問い合わせください。

■ご連絡先・お問い合わせフォーム <https://www.hitachi-hoken.co.jp/information.html>

日立保険サービス「お客さまページ(マイページ)」のご案内

「お客さまページ」とは、契約者さまご自身で契約内容の確認や各種お手続きが可能なWEBページです。
ご登録がお済みでない方は、ぜひこの機会に新規登録のうえご利用ください。
※一部のコンテンツは個人情報の取り扱いについて同意いただいた方のみ利用可能です。



■「お客さまページ」の詳細はこちら

https://www.hitachi-hoken.co.jp/mypage/mypage_LP.html

サイトトップ > 日立保険サービス お客さまページのご案内

LINE連携でログインが
かんたんになります!
詳しくはこちらから

**日立保険サービス
お客さまページ
(マイページ)のご案内**

日立保険サービスお客さまページでできることをご紹介
します。

新規登録・ログインはこちら

「新規登録・ログインはこちら」をクリック
▶ お客さまページ登録 ▶ 従業員IDでログイン
(日立グループ認証基盤) へお進みください。

認証基盤をお持ちではない場合のご不明点など、
登録方法の詳細は以下をご参照ください。

■お客さまページ登録方法

<https://www.hitachi-hoken.co.jp/mypage/kantan.html>

HITACHI